

議案第16号

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例の制定について

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例

かわさき新産業創造センター条例（平成14年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「技術開発、大学その他の研究機関との共同研究等」を「技術開発等」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 施設を利用する者に対し、大学その他の研究機関、企業等との共同研究を促進するための交流及び連携に関する支援を行うこと。

第7条第4項中「一時利用研究室」の次に「、会議室」を加え、同条第5項中「実験用設備等置場」の次に「、会議室」を加え、同条に次の1項を加える。

6 前項に定める場合のほか、指定管理者は、会議室に係る申請の内容がセンターの設置の目的に適合し、かつ、規則で定める要件に該当する場合であつて、相当と認めるときは、第4項の許可をするものとする。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会議室については、無料とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

かわさき新産業創造センターにおいて、施設を利用する者に対し、大学その他の研究機関、企業等との共同研究を促進するための交流及び連携に関する支援を行うこととすること等のため、この条例を制定するものである。